

安全就業ニュース

令和5年1月

4月から就業中に発生した事故の ペナルティが変更になります



1割負担・上限1万円 → 全額負担・上限2万円
(損害額をグループで負担するものとする)

物損事故が絶えないため、やむを得ない措置です。

シルバー保険で補償されない賠償は、 会員の負担です

令和4年8月、草刈中に飛散した小石で隣家車の窓ガラスを割るなどの物損事故が発生しました。車両の査定額以上に修理費がかかってしまい、不足額10万円を会員が負担しました。

車両事故にご注意を！



自動車運転中の事故は、シルバー保険の適用となりません。道具、材料等を自家用車で運ぶ場合についても同様です。各自の自動車保険で対応することとなりますので、必ず任意保険に加入しましょう。

※就業中の会員同士の車両の破損がシルバー保険の対象となる場合がありますので、事務局にご報告ください。

交通安全



令和2年12月の死亡事故に続き、令和4年1月にも横断歩道を青信号で横断中に車にはねられる事故が発生しました。幸い命に別状はありませんでしたが、約2か月の入院と長期の通院となりました。たとえ青信号でも左右を確認して横断しましょう。また、夜間・早朝の暗い時間帯は明るい服装を心がけ、反射材を身に着けるなどの対策をしましょう。

今日も一日安全就業をお願いします



公益社団法人三原市シルバー人材センター